



## 幕末期における貿易思想の推移

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002367">https://doi.org/10.24729/00002367</a>

# 幕末期における貿易思想の推移

藤 井 定 義

## 一 は し が き

本稿で取り扱う幕末期とは、嘉永六年（一八五三）ペリー来航以降、和親条約を締結し、さらに修好通商条約を結んだ安政五年（一八五八）までの期間に限定する。

幕末の経済思想史研究における一課題の貿易論については、本庄教授の「幕末の開国論<sup>1)</sup>」をはじめとして二、三の業績がある<sup>2)</sup>。しかし同教授が幕末の「開国意見もしくは鎖国論が如何なる状態にあったか、またそれが安政の通商条約締結に至るまでに如何なる変化を生じたかなどについても研究の余地はなお残されているように思われる」と述べておられるように、幕末期の貿易思想の変化については、まだ研究不十分であるように思う。そこで本稿は本庄教授が右に指摘された課題に一步近づくために、この期間に貿易思想が如何に推移したかをペリー来航直後の思想と、その後日米和親条約締結後のそれとの二期にわけて比較検討するためにしたためたものである。

幕末に開国をなし、貿易を行うということは、世界資本主義発展上における一つの過程として取り扱わなければならない。したがって開国貿易は、世界的に要請されたものであった。しかし一般に本稿で取り扱う期間内の情勢か

ら判断すれば、決して開国貿易を世界史的に要請されたものとして、また開国貿易が正しいものであるとして、率直に取り入れるという進歩的思想よりは、むしろ逆な封建的思想が強かった。例えばその当時の状態を物語っているものに、初代駐日英国公使オールコックは「封建的要素が進歩を阻止しようとしている」<sup>3)</sup>ことを認めている如くである。このことは「世界資本主義の自由貿易政策と幕府の貿易抑圧」<sup>4)</sup>制限政策との対立・抗争が、幕末の貿易を貫く基調であった<sup>4)</sup>ことを示しているのにはかならない。さらにいうと、この当時のわが国の貿易思想は世界資本主義が求めるような自由貿易を主体としたものではなく、あくまでも封建経済維持という目的のもとにおいて、貿易を實行するという思想が根本にあったということであって、その理由は行論のうちに明らかになると思う。しかしこの思想はこの時期頃までにおける一特徴であって、この特徴も修好通商条約締結後、西洋思想の受容により、またことに文久四年（一八六四）四カ国連合による下関砲台攻撃により、わが国の無力さが暴露されるに至り、さらにより一そうの西洋思想の受容とあいまって、世界資本主義経済の中に漸次消滅するのである。本稿で取り上げる期間内の思想は、このような思想の存在する中において取り扱うものであって、そのあたりにも本稿をしたためた意図がある。なお紙数の関係から各藩の上書を中心に論じたことを御わびして、他の意見は後日にゆずることとする。

## 〔註〕

- (1) 本庄栄治郎著「幕末の新政策」五一九頁以下。
- (2) 例えば大山敷太郎著「近世日本の社会・経済思想」のうち「貿易論」二五二頁以下。松木順「岩瀬忠震の開国交易思想」(経済論叢第五四卷三号)。
- (3) 歴史学研究会・日本史研究会編集「日本歴史講座」第四卷一五二頁。
- (4) (3)に同じ。

## (イ) 貿易否定論

まず貿易否定思想から検討しよう。この思想の本質とでもいふべきものは、攘夷思想であり、その思想の中において経済的論拠として貿易否定論を展開するのである。したがってこの思想の中心となるものは、水戸学の政策論としての尊王攘夷思想であったと考えて差支えあるまい。

そこで第一に水戸藩主徳川齊昭（一八〇〇—六〇）の意見からみよう。<sup>1)</sup>かれは嘉永六年七月一〇日幕府へ海防について上申し、その中においてつぎのような貿易の害を述べている。<sup>2)</sup>

「我金銀銅鉄等有用之品を以て、彼が羅紗縐子等無用の物に換候儀、大害有て小益なく候間、和蘭陀との交易さへ御停止にても可然時勢に候処、却て和蘭陀之外に、又々無用の交易御開に相成候はゞ、神國の大害此上は有間敷」

といい、従来のオランダ貿易さえも中止すべきだという強硬論を展開している。しかもわが国においてこれ以上の大害はなしとまで極言している。経済思想としては有用の品をもって無用の品と交換するという思想を有し、その結果は「万一交易御許し、人氣相緩み候ては、日々儉約等の御触有之候迎も、自然奢侈に趣き可申」に至るといふ。貿易は奢侈をもたらすものであるということになる。

また齊昭は同年七月頃老中へ対して米國使節への返翰案という書付（<sup>3)</sup>）の中で、貿易謝絶理由として前述の上申書よりはさらに具体的に

「貴國（米國）を指す註引用者）金銀等可被相送趣、右は自國にて通用等足て、追々國産有之候間、望毛頭無之候、第一金銀過分に相成候節は、昇平之弊衆庶民奢侈に流れ、祖宗定規之質素風俗廢れ、忽害を生じ、自滅之端と相成、治安之便宜を失ひ候間、決して無用に候、自國産物を以て衆庶治安に過來候得ば、各其足を知、國禁等守居候に付、可相送無用之品々自國に過分無之、産物何によらず進換可申訳無之候」

と述べ、また貿易を許すべきではないことについては

幕末期における貿易思想の推移

「交易不許儀は、産物他之供に不足故にして、今日に至て其益顕れ、遺法的当致候得ば必難廢候也、他之珍玩諸物は勿論、至宝之金銀も可被相送、遠来之使節被遣、費金を不任狭小無益之自国へ被遣、好意之厚きは千々万々忝存候得共、自国珍宝に耽り候弊相生、前書之通奢侈に流れ、自然之勢難制相成候間、交易は金銀に不限断然無用に候」

となすのである。ここでも経済的には貿易は奢侈の原因となるために否定していると思う。

つぎに大橋訥庵（一八一六—六二）の貿易否定思想をみることにする。かれは熱烈なる尊王攘夷論者の一人であった。しかし同じ尊王攘夷論者であってもかれの貿易否定思想は前述の斉昭とは異なっている。すなわち「交易と申事は自分之方に不足之事有之候故に御座候」という。この引用文のみから判断すれば貿易思想は、その本質に幾分かは触れているからである。しかしかれは続けて「日本は万国第一富饒之国柄にて何一つ不足無之地に御座候得ば、態々外国之交易杯仕候に及不申候<sup>4)</sup>」という。わが国の生産力を十分なものとする思想であって、貿易無用論の本質と考えられ、かれの貿易否定思想が何処に存在するか明瞭となる。また

「元来戎狄は士と商との無差別、官位有之候者も諸国渡海交易致候事にて、夫は戎狄ゆゑ義・耻之二を少も存不申、只利潤之事而已專一に致候風儀に御座候故にて、日本は夫と事替り士と商人之差別正敷、士は義と恥とを第一に仕候故、万国之貴国に相成居候処、右様相成候ては日本之貴き所は無之、彼等が仲間<sup>5)</sup>に落切候事にて落仕候斗りに御座候」

と述べていることからして、わが国を世界各国よりも一段優れた国家として取り扱っていることもわかるし、同時に武士と商人の差別、商業としての貿易を卑しむべきものとしての思想も述べているのである。ここにも貿易を否定する根拠がある。

さらに訥庵が洋学の排斥を主として著わしたといわれる「關邪小言」の中には

「日用必需の百物は、一区の中に交易しぬれば、毫釐も区外へ求めずして、一も足らざる所のなきが、即ち天功の測り難く、極めて神なる所以なり、然るを、西洋野蛮の者の、自国の産物を不足となし、大海沙漠を隔絶して、言語文字も通ぜざる、数万里外

に交易するは、譬へば、人の子たる者、父母の与ふるを薄しとして、他に行きて物を乞ふが如く、又は、山中に生れたる者、猪鹿筍、蕨の類を棄て、常に海鮮を得るを謀り、黍稷の多き土地の者が、他国の稻梁を食ふを羨み、それを求めんとするが如し、こは天功をぬるしとして、賦与せられたる命に背き、己が分を超越して、私欲を逐げんと欲する者にて、憎むべき称すべからず」

となし、貿易とは賦与された命に背くものであり、私欲を欲するものであり、それは憎むべき行為であって、自給自足論を主張したものであろう。したがって自給自足の封建経済そのものを正統なるものとして認めていることにもなる。<sup>6)</sup>

つぎに嘉永六年ペリーが来航し、幕府に対し国書を提出して開国をせまった際に、幕府は開国か鎖国かという時期にあたって、各藩にその国書に対して意見を答申させた上書から検討する。<sup>7)</sup> この時答申した諸藩は五四藩であり、そのうち貿易否定を上申した藩は三四藩あり、六二・九%に相当する。<sup>8)</sup>

まず仙台藩である。同藩は「交易之儀は、金銀藥物之外は、皆現物を以有益之米穀銅等被遣候ては、彼国之利益我國の御不利益に有之<sup>9)</sup>」となしている。福井藩は「彼(米國を指す)註引用者」が情願之儘御許容御座候ては、神武之屈辱は不及申、風声を追て万国挙て及出願候はゞ、本邦有限の財物を以、万夷無益之嗜欲に交易致候時は、衰弊日を刻して俟べし<sup>10)</sup>」と答えている。また萩藩は「通商差免候はゞ、眼前穩に相済可申候得共、併此度亞墨利加へ通商被差免候はゞ、其他之諸夷よりも同様相願、終に日本之国力通商之為に相衰候様成行可申哉<sup>11)</sup>」となし、貿易をもって国力減退をするものとなすのである。しかもその例を清国にとり、清国は通商から戦争になり、人民が塗炭の苦しみにおちているという。高知藩もまた同様な清国の状態にかんがみて、貿易を拒絶すべきであるという。すなわち

「要して交易を開き、追々仁愛之意を以無智之者を懐け、終には日本國を存分之儘支配可致候様之巧に御座候半歟、既に支那英吉利との戦争今日之殷鑒にて可有之候に付、交易之儀は一切御拒絶に相成<sup>12)</sup>」

となすのである。

このような意見はどちらかといえば、経済思想の立場というよりはむしろ開国か鎖国かという政治外交の立場から  
の問題であつて、それに関連して貿易を否定した意見であるといえる。<sup>13)</sup>

つぎに直接幕府内の否定論を見ておく。それは書院番頭の上申書<sup>14)</sup>である。すなわち

「通信通商之儀は、逆も難被及御沙汰に筋と奉存候、右は北アメリカ計之儀に無之、此度一事御聞届相成候上は、夫々計り伝へ、  
諸蛮より種々自儘之事共可申出、右候節は如何共致し方有之間敷、たとへ北アメリカ限候はゞ、最初嚴敷御取極之上、通信なり通  
商なり被 仰出候ても、必ず無程聊行違を彼是申出、難題可申聞も難計、其節更に御取敢無<sup>合</sup>之候はゞ、矢張鬭争之場合に可相成と  
奉存候、御国禁御破に相成候上に、終に戦争仕候様相成候ては、御耻辱之上に、人氣も弥一致不仕事と奉存候、和好に相成候に、  
往々平穩に相納候目当も御座候哉、且は万一通信通商等之被 仰出御座候はゞ、諸家之内には、日本之御耻と存候処より、残念之  
余り俗に申虚に乘じ候とか申如く、如何様之異変 御膝下に出来致間敷共難申哉に奉存候、左候得ば、此度願之趣は、往古より御  
国禁之趣意、且当時日本出産之品甚拵底、彼是之儀程能被 仰論、廉々御断に被及候方可然哉」

と述べ、結局通信通商を許すべきではないとしているが、やはり根底にあるものは経済上から貿易の良し悪しを論じた  
ものではなく、政治的な貿易否定論であるということができよう。

### (ロ) 貿易是認論

ここでいう貿易是認論とは、貿易許容論および積極的貿易論を指す。

まず許容論を述べた各藩の上書から検討しよう。

忍藩は「御国体に相響可申哉に候得共、暫之処、先々穩便之御処置之外、御良策有之間敷、彼より願出候ヶ条之内、  
和親は御聞届無之、交易之儀は仮に五ヶ年位之限を立、長崎又は其最寄にて、仮交易御免、実用に不相成品御見計、少々  
宛被遣、先方より為差出候品は、成丈有用之品に致<sup>15)</sup>べきであるといひ、「其内御備向嚴重に被 仰付、万端御手筈調  
候上、程能御断有之」と述べている。小浜藩は貿易を許可するならば蘭人を仲介として取り扱うべきであるといひ、津<sup>16)</sup>

山藩も小浜藩と同様な意見で、やはり蘭人を仲介として、和親交易を許可すべきであると上申している。<sup>17)</sup> 鳥取藩はひとまず米国の願望を許すべきだというのが、その裏には「願筋御許容被為在候はゞ、急に事を起し候義は有之間敷、防禦筋之儀御世話有之、御手厚に被遊候て、難題申出候節、御打払被遊候はゞ、十分御勝利と奉存候<sup>18)</sup>」と述べている。

以上は貿易許容論であるが、つぎに述べる二藩は積極論を上申したのである。

彦根藩は「交易之儀は国禁なれど、時世に古今の差あり、有無相通ずるは天地之道也」と述べて、まず時勢の変化から貿易の必要を認め、貿易思想の根本である有無相通ずることは天地の道であるという。しかも単に居貿易でなく出貿易を主張する。ここに積極論というゆえんがある。少し長い引用文であるが引用する。<sup>19)</sup>

「祖宗之神に告て、己来は此方より商船を和蘭会所咬留吧之商館江遣して交易すべし、交易之品、是は亜墨利加、是は魯西亜と分売するは、蘭人に任して互市すべし、尤航海大艦を新造すれば、今一兩年を経べしと、大躰蘭人同様之御取扱あつて、ケ様に彼が不意に出置、扱寛永以上之御朱印船を復古し、先づ大阪兵庫堺等之豪商に被命、其株を与へ、堅実の大軍艦初蒸気船を新造して、日本無用之品を積込、水主船頭は暫く蘭人を雇ひ、剛直にしてしかも心利たる者共を乗せ交へ、大砲之矢利、大船之取廻し、針路之法を学ばせ、表に商船を申立、内実は専ら海軍之訓練を心得、追々船数を増て習熟し、日本人自在に大洋を乗廻し、蘭人の密訴を不得して、彼地之容躰を実見し、他日海軍之全備をなし置、又是迄恐嚇欺罔之憂を看破し、奢侈空費之弊風を改し、武備嚴重に内を十分に相ととのへ、勇威を海外に振ふ様に相成候はゞ、末々居すくみに不相成、内外充実、却て 皇国安躰に可有之哉与奉存候<sup>20)</sup>」

と上申し、当時における諸藩のうち最も進歩論を展開したものである。福岡藩は米国には「商売 御許容、長崎へ出 嶋築立商館取建、総て心得方と同様被 仰付可然<sup>20)</sup>」という。しかし英仏二国には許可すべきではないと述べ、露国には許可すべきであるという。貿易を許容するとその利益は「日本繁昌無疑、且又武備嚴重に相成申候<sup>21)</sup>」ところにあるという。しかも「日本永久鎖国の儀は不相成時節到来と奉存候」となし、世界情勢を見通しているのである。



つきにこの時期における貿易是認論者を二人あげたい。一人は向山源大夫（生・没年不明）であり、今一人は高島秋帆（一七九八—一八六六）である。ここでこの二人の貿易思想を論ずることは、思想の推移を述べるというよりもこの時期において、このような進歩的貿易論が展開されていたことを示さんがためである。

嘉永六年七月といえぱペリー来航の翌月であるが、この月老中に対して小普請組向山源大夫は米船の処置について一六カ条からなる上書<sup>22)</sup>を提出した。この上書からして、かれは当時の積極的貿易論の第一人者であるともみなすことができる。かれの貿易思想はすでに大山敷太郎教授が二、三述べておられるが、本稿は貿易仕法までではなく、貿易の有利性について源太夫がいかに考えていたかを、わたくしなりに述べることにする。以下その上書から検討する。

源太夫の貿易思想の中心は「此度深遠之御英断を以、海外諸国之通航通商を被差許、富強之御基本を可被立御本意に有之」と申していることからして通商を許すことは、わが国の富強の基を立てること、ここにある。また貿易を許可されたならば「一段 御国威も相立」ともいう。したがってかれは「万国と交易さへ致し候得ば、金銀百貨自在に成候事に候」という貿易至上論を唱え、外国も「御交易之利潤を以、其国を立候習俗」であるともいう。しかし決してすべて貿易が有益であるというのではなく、今まで行っていたオランダ貿易における毛絨や、玉磁器や香木などは、わが国にとっては一切無用の品であって、今後は国家にとって必要品のみを需要すべしと上申している。「我国に於て必要之品を求め、無用之品を被遣候へば益也、此方にて無用之品を得て、有用の品を遣候へば此方之損也」とい、ここに貿易品の眼目を付けなければならぬと述べている。また採長補短の思想もこの中で「諸般之技芸を始め其邦之所長を学為取候はゞ、大に 御国用に可相成候」と上申している。

それでは貿易の利益をいかがせんかというに、その利益でもって武備を整えるべきだというのである。すなわち「畢竟御免は武備之基本に相成べく思召すに無之候ては、都て彼が輕侮を来し、我人心之弛みと相成、旁以不可然事に

候」と。また「方今於我も富国強兵之一策、互市を置いて別策無之候」と極言していることは、すでに世界資本主義的な考えを所持していたものと推察できよう。しかも「畢竟交易之利は、国土を切従へ産物を広めるより其利大なる者に付、異邦にては、其費を不圧、万里之波濤を踏、再三来りて相願るに御座候」と述べていることと合せ見るならば一そう明瞭となるであろう。

以上向山源太夫の貿易思想のあらましについて検討したつもりである。この当時においてすでにこのような貿易許容論についての卓見をみたことを、貿易否定論と対照するならば実に興味をある論旨といふべきである。

つぎに今一人高島秋帆の上書<sup>24)</sup>から貿易論についてうかがうこととする。秋帆は当時においては進歩した貿易思想の持主であり、とくに貿易の本質を認識したうえでの経済的開国論を主張した人である。

「蛮夷互に有無を通じ交易仕候儀は、彼が国之習俗常と仕候儀にて、此品を以て彼品に易へ其利潤は互之事にて、敢て一国之利を貧り候と申趣意無之、交易は各国民を撫育致し候為之儀にて、子細無之事と手輕に相心得候儀に御座候」

と述べている。貿易は各国民を撫育するものであって、その方法は自国にあって他国にないものどうしを交換しあい、その利潤はお互のものであり、一方的なものではないことを物語っている。これがかれの貿易思想の本質である。さらに注目しなければならないのはつぎの引用文である。

「アメリカ・魯西亜等交易願之儀は、程能御取あしらひは相成候方御為に宜敷、商売取組方持渡候品物により候ては、御国益も相増國中融通にも相成、且國中出産之品を以代り物に相渡候時は、庶民生計之基も相増、殊に薬種類之儀は員数少く候間、格別高価に相成候処より、貧民容易に服用も難相成空敷性命を亡び候も不少候間、万民御救之御仁沢とも罷成候哉と奉存候」

と。貿易を許可することによって、「庶民生計の基を増す」とか「貧民容易に服用も難相成」き薬をも入手できるよ  
うになり、万民の御仁沢にもなるとまで上申していることである。このことはおそらく秋帆以外には誰も述べえな  
ったことであろう。<sup>25)</sup>

以上二人の貿易是認論者について述べたが、この他とくに幕臣関係には積極的な貿易是認論者がかなり多かったことを見逃してはならない。前述した向山源大夫もその一人であったが、同じ小普請組勝麟太郎<sup>26)</sup>(一八二三—九九)も貿易の利益で武備を備えよと上申し、さらに堅艦が建造されたならば、「直に御法を被立、先清国魯西亜之辺境并朝鮮江、此方より雑穀雜貨を以て有益之品々と交易盛に仕候儀に御座候」と。進んでわが方から出貿易すべきであるという。しかしこの上申も富国強兵を主張したものである。また海防掛江川太郎左エ門<sup>27)</sup>(一八〇一—五五)は「魯西亜は隣国之儀、交易御免被仰付、右利潤を以夫々御備相立候はゞ、可然儀与奉存候」とロシアとの貿易を進め、貿易の利益で武備を整えるのに当てるべきだというのである。

以上貿易是認論者の貿易論の内容を検討してきたのであるが、要するにこの当時の貿易すべきであるという思想の根本は富国強兵の立場から論じられたものが多い。富国強兵とはいい換えれば富国は強兵のものであるということである。ではいかにして富国すべきかというに貿易により利潤をあげることにある。したがって貿易することによって強兵すなわち軍備を完全にすることができることになる。そこで貿易を行なわねばならないという貿易論が成り立つのである。

## 〔註〕

- (1) 水戸学派の意見には藤田東湖(一八〇六—五五)、会沢正志斎(一七八一—一八六三)などがあり、貿易は無用に属するものとか、神国に大書をなすものであるなどと述べている。
- (2) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一 五一—頁。
- (3) (2)に同じ 五二—頁以下。
- (4) 「日本経済大典」第四六卷 一九頁。
- (5) (4)に同じ 二一頁。

(6) なお時代的に多少本稿において限定した期間と前後するが、佐久間象山(一八一—一六四)の意見がある。かれの思想については拙稿「高島秋帆と佐久間象山」(大阪府立大学「経済研究」第一二号)ですでに述べたことがあるので略すが、最初は儒学的排外思想の持主であったが、のちに砲術研究、洋学研究とあいまって国防的避戦論から開国論へと思想の変化を示している。

(7) 本稿は貿易思想の推移を比較検討することを目的としている関係上から、できるだけ嘉永六年に上申し、さらに安政四年に再び上申した各藩の意見を取り上げることとした。

(8) この数字は本庄栄治郎著「幕末の新政策」五三三頁以下を参照したものであって、同教授が分類された開戦論または攘夷論拒絶論(平和の処置をなす)を貿易否定論として取り扱った。

(9) (2)に同じ 六四〇頁。

(10) (2)に同じ 第二卷 五三頁。

(11) (2)に同じ 第二卷 二六一頁。

(12) (2)に同じ 第二卷 三一頁。

(13) 川越藩のように「交易願之儀は、御国禁之処より兼て外国江御断被遊候」というような、貿易の良し悪しを論じないで貿易をなすこと自体が国禁であるという政治的な立場から論ずる意見がある。

(14) (2)に同じ 六六六頁。

(15) (2)に同じ 第三卷 五九一頁。

(16) (17) (2)に同じ 第三卷 五九二頁。

(18) (2)に同じ 第三卷 五九〇頁。

(19) (2)に同じ 第二卷 二五七頁。

(20) (2)に同じ 五六六頁。

(21) (2)に同じ 五七三頁。

(22) (2)に同じ 七〇七頁以下。

(23) 大山敷太郎「幕末の積極的貿易論向山源太夫の貿易論」(「財政」第四卷四号一六一頁以下)。同氏著「近世日本の社会・経済思想」二七五頁以下。

(24) (2)に同じ 第三卷 一四二頁以下。

(25) 金子鷹之助解題「高島秋帆・佐久間象山集」(「近世社会経済学説大系」七五頁)において、この点についてつぎのように述べておられる。「殊に貿易が国内に於ける生産を刺戟し『庶民生計の基を増す』といふ主張は、封建開国論者の何人も言ひ得なかつた点であつて、茲にも秋帆の開国論者の著しく市民的な特徴が現はれてゐるのである」と。

(26) (2)に同じ 七三四頁。

(27) (2)に同じ 第三卷 一四二頁。

### 三 日米和親条約締結後の思想

#### (イ) 貿易否定論

この時期に入ると貿易を是認する意見が多く現われてくるのであるが、否定論が皆無になつたのではない。そこで前節同様個人の意見から検討しよう。

はじめに徳川斉昭の意見をみよう。かれが安政四年(一八五七)十一月一五日老中へ提出した書翰<sup>1)</sup>によれば依然として「何れの港へ成とも、夷狄を被指置候はゞ、不可然御義に御座候」と明らかに貿易を行うことに対する反対論を展開している。しかし「是迄既済せの事故、三港之義は、暫は無己」と述べているところからすれば、不承知ながらも一応和親条約は認めていると考えられる。が根本思想はやはり貿易否定論であり、かれ自身米国へ渡航いたし、商館建設を拒絶するとまで同書翰にしたためている。さて貿易については、

「彼人類(アメリカ人を指す)註引用者)懇切に御為交易くと申候へ共、交易にて、一切御国之御益に相成事は無之、最初には御国之益の様存候共、皆人を馴候のみにて、終に不残御国を可奪計策に御座候、博奕致候者、初心の人を引入候にても、御承知可被成候、日本は他の品を不用、日本国中之品にて事欠候義は有御座間敷、事欠候義御座候はゞ、御制度にて如何共可相成候」

というから、貿易は国家の利益となるどころか、かえって国家を奪うものであるとなし、また貿易をもって博奕と比較する考えを所持していることは、やはり貿易について認識のないものと判断されうるであろう。さらにわが国は自給自足の国家であり、例え欠乏品が生ずる場合でも制度によってどのようにでもなすことができるものであるという。このあたり相変わらず封建思想を代表した意見である。

つぎに大橋訥庵の意見をみることにする。今期における訥庵の貿易思想に関する史料は私見の範囲ではない。時代が少し降るが文久元年（一八六一）にかれの門人椋木八太郎をして岩倉・正親町の諸公卿に送った「秘策一通」および訥庵の起草にかかるものとして、文久二年坂下門の変に所持していた「斬奸趣意書」があるので、これからかれの意見をみよう。これらの中において直接貿易思想を述べているのではなく、やはり攘夷思想を持ち続けていたという程度であるが、これらによって間接ながら貿易否定思想を引き続き持っていたものと推察できるからである。まず「秘策一通」<sup>2)</sup>からみよう。

「癸丑甲寅（一八五三・四）註引用者）の歳、外国来て通商を乞へるより以来、幕府の処置一事も其宜しき所を得ず、因循固見のみを専らとせられしかば、外国は益々驕慢を逞して凡そ其欲する所強て乞はすと云ふ事なく、幕府の有志は彼を怖るること日々に甚だしうして、外国の乞ふ所は是非を論ぜず利害を問はず総て許さずと云ふこと無し」

と。和親条約締結以来、幕府の処置はよくなく、外国のいうことは如何を問わず、また利害を問わず総てを許可したという。したがって当然この中には貿易は無用であるにもかかわらずこれを許可したことを含めることはできるのである。ともかく「速に天朝よりして外夷攘斥の勅命を公然と海内に下し給ふて威奮激發せしむるに如くなし」と攘夷論を主張する。つぎに「斬奸趣意書」<sup>3)</sup>に入ろう。

「我国神聖之道を廢し、邪蘇之邪教と成し而、君臣父子之大倫を忘れ利慾を奪ふ筋而已に落入、外夷同様禽獸之群と相成候事

疑なし、微臣共痛心流涙大息に余り、無余儀奸邪之小人令殺戮上者、奉安天朝幕府を下者、国中之藩民共夷狄と成果る所之禍ひを  
防候儀に御座候」

と述べている。また「当時日本国中之人心市童走卒迄、夷狄を悪み不申者壹人も無之候」といって、「傲慢無礼之外  
夷共を疎別し、神州之御国体も幕府之御威光も相立、大小士民迄一心合体して尊王攘夷之大典を正し」というのであ  
る。

以上のことから訥庵の思想は尊王攘夷にあり、その結果からの貿易否定は社会情勢の変化にもかかわらず、変化し  
なかつたものと考えられるので、貿易否定論を堅持していたのである。

つぎに安政四年（一八五七）一〇月アメリカ総領事ハリスが通商条約締結を申し出たのに対し、幕府はいかにその  
処置をなすべきか諸藩に意見を求めた際の各藩の意見から検討する（前註(7)を参照）。その前に一般にいかん貿易思  
想に変化をきたしたかを明らかにしておくため、本庄教授が述べておられるところを引用する。<sup>4)</sup>これによって答申し  
た各藩の意見の趨勢がわかると思う。なお引用文の中に第一回目とあるのは嘉永六年七月幕府が求めた意見、すなわ  
ち米国国書に対する意見であり、第二回目とは安政四年一〇月やはり幕府が各藩に対して求めた意見、すなわち重大  
事件に対する意見である。

「攘夷論もしくは開戦論が案外少いことを注意せなければならぬ。（中略）開戦的の攘夷論は第一回目には五十四藩中八藩で一  
四・六％、第二回目は三十四藩中三藩で、八・八％に過ぎない。

第一回目には拒絶論即ち米国の要求は拒絶するが、平和の処置に出ずべしとするものが、五十四藩中二十六藩で、四八・一％を  
占め最も優勢であった。しかるに第二回目においては拒絶論は三十四藩中僅かに四藩で一・七％に過ぎない」  
というのである。

まず仙台藩である。仙台藩は第一回目と同様に否定論を上申する。<sup>5)</sup>「交易筋願之通被仰出候はゞ、よしや目前は穩

便に可有御座候得共、末々は上下疲弊に可至」と述べていることから、貿易を行えばわが国は疲弊してくるという思想である。では何故疲弊するのかというに、それは貿易論から論じないで、

「皇国は、神代之昔より、独立之 御国柄に有之、夫故 本朝之道と 聖賢之意とを以、連綿 御国律相建居候事に有之、依ては、津々浦々之賤男賤女迄、夷人 都府へ被指置、又は交易 御指許御座候はゞ、乍恐 御所置に奉悦服候とは見詰相立兼、恐入仕合に御座候」というのである。その結果「皇国之御紀律難立、且四民往々疲弊に至、彼に益有之とも、此方にては、害而已生じ、彼交易致、有無を通候情実<sup>6)</sup>に反候場合も、何分被 仰示候ても不奉承服、無仁義之国柄と被 思召候はゞ」貿易を拒むべきであるという。河越藩<sup>6)</sup>においては「一を得れば二、二を得れば三と申様にて、更其窮極難量奉存候処、彼之申立候儀は、漸々其意に為御任被遊候事と、万民相心得候様にては、自ら御威武にも拘り、不容易御儀敷と奉存候」と述べて、「其就事件ては、唯々征夷之御任御相当之御所置奉伏願候而已に御座候」という強硬論を申し立てている。萩藩は「夷人之情態難計、御国辱に不至様、御処置肝要之儀と奉存候<sup>7)</sup>」という。高知藩は別段貿易論については語らず、「後世之大患と可相成、其他皇国を軽侮仕、無礼之申立不少、実に痛憤に不堪奉存候」と述べ、また「日光山之御武威愈御熾に、洋夷畏服仕候様之御所置奉企望候<sup>8)</sup>」といっているから、貿易を無用なものと考えていたと思う。

以上の四藩は前回同様貿易否定論であるが、河越、萩、高知の三藩は前回より一そう強硬論に変化している。つぎに鳥取藩をあげる。かつて上申した際は貿易是認論であったが、今度の上申は否定論に変化をなしている。すなわち

「公辺交易被遊候 御思召にては、自国士民之用を欠候て、夷人之貧求には難応杯可申敷、譬右等之儀無之共、万民と交易被遊候儀は、永続如何と奉存候得バ、却て御断之方可然、将ミニストル之儀も、当節御許容如何と奉存候  
交易盛に相成、是が為に、日本國中疲弊に至候得ば、遂に内乱を生じ、外夷虚に乘じ、從 天朝も御差込み出、且大小名異変に及候哉も難計、乍恐天下御安全とは不被奉存候<sup>9)</sup>」



と申している。かつてのひとまず米国の願望を許すべきであるとの上申が、このように変化した理由はどこにあるか知りえないが、貿易は認から否定に推移した藩は、他に例を見ることができない。

(ロ) 貿易是認論

各藩の上書から推移の一般をつかむため、否定論同様本庄教授の業績を引用する。<sup>10)</sup> すなわち

「許容論は第一回目には五十四藩中十四藩で二五・九%であるが、第二回目には三十四藩中十六藩となり、四七%を占め最も優勢となった。

積極的交易論は第二回には五十四藩中二藩で三・六%であるが、第二回目には三十四藩中四藩即ち一一・七%となって著しい進展を示している」

とあることからして、貿易否定論から次第に是認論へと推移を示したことを物語っている。この原因について同教授は、「このことは嘉永六年ないし安政四・五年の社会状勢の変化に依じて、開国と貿易の必要とが、次第に感得されて来たことを示すものに外ならぬ<sup>11)</sup>」と述べられ、思想の推移のよってきたるゆえんを指摘しておられる。

まず初めに前回否定論を主張した藩で、今度は是認した藩からみていくこととする。

明石藩は前回においては、通商を許可すべきかどうかは容易なことではなく、その利害の得失を断ずることはできないという上書を提出した。ところが今期になると、

「已に嘉永度永く御和親を被結候御条約之訳も有之候得ば、今更御断も難被遊可有御座、其上当時万国之勢を愚考仕候ても、御孤立之御場合も甚六ヶ敷可有御座奉存候、さすれば、御許容之外は有御座間敷候<sup>12)</sup>」

と述べて、都下にミニストルを置くこと、貿易を許可することを認めねばならないという。しかしこの意見は本庄教授が述べておられるように、社会情勢の変化からの意見であることを如実に示している。この類型に属するものに盛

岡藩がある。盛岡藩は第一回目には許容すべきではないとの意見であったが、今回は、

「方今之時勢篤と鑿候得ば、交易筋之儀、逆も御否相成申聞敷、乍去交易筋広御取結相成候共、阿片等之如、害に相成候品は、御手堅く御制禁專案と奉存候<sup>13)</sup>」

という。時勢から貿易を拒むことはできないというのである。ことに貿易を拒否すると必ず兵端を開くことになるから、平穩の処置をとるために貿易を許可すべきだと述べている。

つぎに否定論から積極的貿易論に推移した藩をみよう。

福井藩は前回では、わが国の有用なものと外国の無用なものとの交換が貿易であるという思想から、それを否定していた。ところが今度はまず「方今之形勢、鎖国不可致儀は、具眼之者瞭然と奉存候」と述べ、社会情勢の変化を見抜いている。そして「我より航海を剋め、諸州江交易に出候事」と出貿易を主張している。さらに「強兵之基は、富国に可有御坐候得ば、今後商政を釐め、貿易之学を開き、有無相通はん」という貿易を富国強兵の基になす思想を明らかにしている。一面「互市は貨賂流通之根本に候へば、御趣向に由り、却て奢侈萎靡之因を引起し可申と奉恐懼候<sup>14)</sup>」となして、貿易に対する注意を怠っていない。徳島藩は前回において、通商を禁止すべきことを述べているが、今回は当時の形勢は天命の然らしむるところであって、米国の要求は受け入れなければならない。これを拒んだならば戦争になることは定まっているから「時運之変更無致方、今般之事件乍恐御勘弁被為在<sup>15)</sup>」と申している。柳河藩は前回において、往古からの国法を改変することは困難であるから否定していたが、今度は「神州靈武之 御国家たり共、天地之時勢に被随、亜魯英仏諸蕃江も、追々条約御取結に相成」といって、貿易の必要を認め、さらに貿易についてはつぎのように国産増殖の法であるという。

「交易之本源は、産物に有之候得ば、天下産物之多寡をも御取調に相成、御国産増殖<sup>(殖)</sup>之御仕法にも可相成と奉存候<sup>16)</sup>」

というようにまで変化している。鹿児島藩も前回は貿易否定藩であったのに対し、今度は「戦争に及び、御勝利被為在候ても、御国家之損亡莫大之御事」となるから、できるだけ貿易を許可すべきであるという。さらに

「異人都下に被差置、商道十分に 御聞に相成候上は、諸外国江も通船等被 仰付、五大州 御随意に御制御相成申候様、御処置当然之御事と奉存候」<sup>17)</sup>

と積極的な貿易論へと推移をなしている。

つぎに述べる諸藩は第一回目からすでに貿易を是認した藩であつて、貿易思想に関して進歩的意見を所持していたものと解される。

忍藩は第一回において五カ年ぐらいという条件で貿易を許可すべきであると上申したが、今度は一五年間条約の試行を述べている。すなわち

「日本にては、何分にも不愼之事故、如何様理解承り候ても、利害之見留相付不申候間、民心之安否動静も懸念に付、先十五年見試と披露致し置度旨、御申聞に相成候方、後年之御為何か宜敷儀も可有之哉と奉存候」

という。しかし忍藩の貿易の根本思想とでもいふべきものは、貿易是認を主張したのではなく、本来はわが国は「余国と違ひ、交易に利益無之、万事自国にて事足、且其方を安楽に存候」と自給自足の国柄であると説くところにある。ところが米国はこれを会得せず、力づくで貿易を押しつけようとしている。それを拒否すれば当然戦争となり、その結果は五角の戦すらできず、結局「少々怯怖之様にも御座候得共、国脉を保ち居り、中心には時便を得て、恢復を可致大志を蓄へ置候方、奥深き処置敷と奉存候」という。貿易を行うことは国脉を保ち、時機をえて回復を計るべき手段として取り入れたことになり、ここに忍藩の貿易是認思想がある。またその奥深き処置が一五年間貿易試行と

して現われたものと思う。また貿易試行を許可しても、

「人民勝手之交易と相成候節は、軽き者共一体之 御国之利害を不顧、一時之利益を専らと致し、金銀米并銅鉄武器類之品を相渡可申も難計候得共、右はいづれも要用之品に御坐候故、若明りに相渡候ては、租税丈は 上江上ヶ候ても、国力漸く衰微、後には外夷之為に勝手儘之あしらひに被致候ても、違背出来不申事に成行可申と、甚心配に御坐候<sup>18)</sup>」

と述べているから、一般貿易を認めているかどうか疑問である。以上が忍藩の貿易の本質であるが、直接経済上から貿易論を云々した思想ではない。つぎに小浜藩であるが、この藩は忍藩のように明瞭な理由をあげて貿易の必要を上申していない。程よく断った方が極めて都合はよいけれども、今は何分その場合ではないとして、米国の要求を入れるべきであるというだけである。<sup>19)</sup>津山藩も小浜藩とほとんど同様な上申であって、これまでに和親条約を締結しているから今さら断るわけにはいかないとして、米国の要求を入れるべきであるという。ただ「年限御定置、利害御損益之有無に寄、及其期御断相成候様<sup>20)</sup>」に条約を結んでおくようにと上申している。福岡藩は前回は積極的貿易論を述べたのであるが、今回は許容論に変わっている。その内容は、米国の要求を入れるべきだとなっている。「此節亜人申上候事、内心は如何に候哉、表向は至極深切に申上候儀、幸之事に付、最早如此時運御到来之上は、万事亜人申上候通、先づ御試に悉皆被 仰付候方可然奉存候<sup>21)</sup>」と述べて、貿易を行うことはすでに時運に達しているという。したがって何時までも祖法を固守し、鎖国することはすでに時代に合わないことになるであろう。

以上各藩を中心とした嘉永六年および安政四年の二回にわたって幕府へ提出した上申書から、とくに貿易思想の推移をみたのであるが、要するに貿易を許すべきであるという方向に向った情勢にあったことは間違ひなからう。

しかしこのように思想が変化したのは、すでに前述したこともあるが、あくまでも貿易思想の推移として、いいか

えれば経済思想の変化と考えるよりは、むしろ政治的意図が大きかったように推察できる。

最後にこの時期における幕府関係者の意見を代表したものとみなすことができる老中堀田備中守正陸（一八一〇—六四）の評定所一座以下へ対してなされた外国処置の件を引用する。この老中の意見は各藩のそれよりは、さらに積極的な貿易是認論であり、進歩した意見である。なおこの当時になると、幕府有司の意見には、貿易を拒絶すべしという考えはなくなり、貿易是認思想に推移をなしている。したがって一般に幕府関係者は進歩した意見を所持していたということができよう。この進歩した意見を所持していた理由について本庄教授は「外国使節その他と接触する機会が多々、その対話書によっても知られるように、西洋事情ひいては世界の大勢を知り得る機会が多かったためであろう」<sup>22)</sup>と述べておられることによって明らかである。では老中の意見に入る。

「方今第一専務は、国力を養ひ、士気を振起せしむるの二事に止るべく候得共、愼て強兵は富国より生じ、富国の術は、貿易互市を以第一となす故、即今乾坤一変之機会に乘じ、和親同盟を結び、広く万国に航し、貿易を通じ、彼が所長を採り、此の不足を補ひ、国力を養ひ、武備を壮にし、漸々彼等御威徳に服従いたし、終に世界万邦至治之恩沢を蒙り、全地球之大盟主と被仰候様之御処置こそ有之度、然るを事之利害を計らず、只管小事を論じて、彼を忌嫌ひ候様にては、旧来同天地間之国々、御じ方により候ては、皆我の爪牙羽翼共可相成を、無謂讐敵と致し候は、天理人情に於ても不相通、時勢を不弁、徒に国事を誤候次第に陥入可申歟、素より我国は、天地剖判以来 皇統綿々、君臣上下之名分正敷、綱常明らかにして、小国といへども、土壤豊饒、人口他国に倍し、義勇決烈之性を備候へば、一旦富国強兵之基礎相立候上は、往々宇内統一之御鴻業も不難義に付、結局右之処に着眼いたし、只今外国人御処置之次第は、即ち他日御国勢更張之根本と相成候間、少しも後來御都合宜様、肺肝を砕き、謀議を凝し、精忠を被抽候様いたし度と被存候」<sup>23)</sup>

と述べている。当時の第一の専務は国力を養い、士気を奪起さすことにあるけれども、そのために富国強兵が必要である。ところが強兵は富国から生ずるものであって、その富国するということは、貿易互市をもってしなければなら

ないという。ここにかれの貿易思想が何によって生じたかを物語っているのであるが、やはり経済思想の貿易論ではなく、政治思想からの貿易論を展開したものである。さらに万国に航し、貿易を通じて採長補短を行えという。そして富国強兵の基礎が確立されたならば、それによって世界統一の鴻業もできるし、また国力をのばす基本ともなるという大志を抱くのである。

〔註〕

- (1) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一八 三六一頁以下。
- (2) 長田権次郎編「徳川三百年史」下巻 一五一四頁。
- (3) (2)に同じ 一五二三頁。
- (4) 本庄栄治郎著「幕末の新政策」 五三三頁。
- (5) (1)に同じ 四〇〇頁。
- (6) (1)に同じ 四一二頁。
- (7) (1)に同じ 四六一頁。
- (8) (1)に同じ 三八〇頁。
- (9) (1)に同じ 四六七―八頁。
- (10) (4)に同じ 五三三頁。
- (11) (4)に同じ 五三四頁。
- (12) (1)に同じ 四六五頁。
- (13) (1)に同じ 四〇四頁。
- (14) (1)に同じ 四四四―五頁。
- (15) (1)に同じ 四三七頁。
- (16) (1)に同じ 四一七―八頁。
- (17) (1)に同じ 七五一頁。

- (18) (1)に同じ 四四九頁以下。
- (19) (1)に同じ 四五九―六〇頁。
- (20) (1)に同じ 四六三頁。
- (21) (1)に同じ 補遺三頁。
- (22) (4)に同じ 五五六頁。
- (23) (1)に同じ 四九五頁。

#### 四 あ と が き

以上各藩の上書を中心に幕末期の貿易思想の推移について検討したのであるが、これらの思想はいわゆる自由貿易論とか、あるいは保護貿易論を論じたものではなかった。言いかえれば経済理論から貿易論を展開したものはなかったということである。したがってこの期間内における貿易是認思想は二、三前述したところであるが、富国強兵思想からの貿易是認思想であって、強兵のための貿易が主であった（もちろんこの思想がすべてではない）。今これにかりに軍事的貿易論と名付けることとする。

この軍事的貿易論はペリー来航直後における際の貿易是認の主目的であり、同時に和親条約締結後の主目的でもあった。しかしこの期間内における軍事的貿易論には変化はなかったが、貿易否定思想からこの軍事的貿易論を唱える是認思想へと推移したことである。貿易論の内容はともかくとしても、貿易是認思想が多くなったことは認めうるのである。ここに各藩の上書を中心とした幕末期における貿易思想の推移がある。

このように貿易否定思想からは是認思想へと推移したことは、社会情勢の変化に応じたものであったが、つぎに述べる二つの理由もまた幾分なりともその推移の素地になったものと考えられる。

第一には外国からの圧迫である。その例として安政四年二月一日下田奉行から老中に対してなした上申書のみよ。これは米国事務宰相から総領事へ訓令をなしたものである。その中に「汝（総領事を指す）註引用者）日本の高官に告げ、我が希を空しくする時は、日本人の防ぎがたき法を以、我が趣意を貫くを知らしむべし」と述べている。これは一種の脅迫とみることができよう。このようなみえざる圧迫があったことは、幕府有司など為政者に対して思想の推移をもたらしたものと考えられるであろう。

第二は軍事的貿易論からくる封建国家維持ということである。はしがきで触れたところであるが、この貿易論をもってわが国を防禦しようというのであるからである。しかしその根本は封建国家維持と述べたように、貿易を許容して、新しい社会を形成するというような思想は毛頭なく、いかにして幕藩体制を守り抜くかということの政策としてこの思想を取り入れようとしたものである。一方この思想は自らをどのようにして温存しようかということにも通ずるものである。

〔註〕

(1) 「大日本古文書」幕末外国関係文書之一五 五四四頁。

(三五・七・二八)